

○伊藤副議長 次に、安田議員。

〔安田議員質問席へ〕

○安田議員 矢田貝議員の代表質問を受けまして、大要5点について関連質問をさせていただきます。代表質問も最後になりました、ダブっているような質問もあろうかと思えますけれども御了承をいただきたいなど、こういうふうに思っております。

最初に、自治会加入率の向上についてお伺いをいたします。今までの議会答弁では、協定書締結の効果と実績については、不動産を取得する方や賃貸契約者に自治会加入のチラシを配布することによりまして、まずは、自治会に関心を持ってもらうこと、自治会加入への動機づけにつながる、また不動産事業者等が分譲宅地造成等に、区域内にごみステーションを建設をいたしますが、そのステーションを地域の既存の自治会と共同利用する、そういった体制につながるなど、協定を締結したことによりまして、地元自治会との連携強化が図られている。新築されたマンション1棟全部が自治会に加入されたと、自治会長から報告があるなど答弁をいただいております。

先月、公明党議員団で、今城議員も言うておりましたけれども、岡山県瀬戸内市に自主防災活動促進事業について行政視察に行かせていただきました。瀬戸内市では、自治会を中心に自主防災会が発災対応型実動訓練など、活発に活動をしていて、非常に参考になりました。自治会加入率が92%ということで、ふだんからのつながりを大切にされ、自治会活動を活発に展開されておられました。つまり、各自治会が魅力ある取り組みを行い、参加したい、ひいては加入したいと思えるような活発な自治会にならなけ

ればならないと思います。

そこで、米子市自治連合会に協力をいただきながら、再度、自治会加入促進の手引きを活用して、自治会に関心を持っていただけるような活動をお願いすることが必要と思いますが、見解をお伺いをしておきたいと思います。

○伊藤副議長 門脇ふるさと創生推進局長。

○門脇ふるさと創生推進局長 再度、自治会加入促進の手引きを活用した自治会活動の促進についてということですが、従来、自治会加入促進の手引き、それと、自治会運営の手引き、この2冊の手引書を作成しまして、隔年で交互に自治会長へ配布して活用してもらっておりましたが、自治会長のほうから1冊にまとめてほしいという要望がありましたことから、平成28年度から、従来の自治会運営の手引きに自治会加入促進の手引きの内容を盛り込んだ新たな自治会運営の手引きといたしまして配布をしているところでございます。

手引書の内容につきましては、毎年、自治連合会と一緒に見直しを行った上で、自治会長さんに配布してございまして、引き続き、この手引書を活用しまして、議員御指摘のように、自治会が参加したい、加入したいと思えるような魅力ある自治会となるように取り組んでいきたいと考えております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 町内会・自治会は、一般的に次の3つの機能を持つと言われております。第1点に、交通安全、防犯、非行防止など、地域のさまざまな問題を解決するための問題対処機能であります。2点目に、近所の清掃や集会所の整備といった活動を通じた環

境・施設維持機能です。３点目に、祭りや盆踊りなどを通じて、地域の人々の交流と親睦を図る親睦機能であります。このことは以前にも紹介をさせていただきましたが、各自治会の具体的な活動実態を把握した自治会運営実態アンケート調査を精査し、自治会加入促進に取り組めるようにする必要があると思いますが、見解をお伺いしておきたいと思えます。

○伊藤副議長 門脇ふるさと創生推進局長。

○門脇ふるさと創生推進局長 アンケート調査を精査し、加入促進に取り組む必要性についてということですが、平成２６年に初めて自治会運営実態アンケート調査を実施しまして、自治会の現状把握、地域の抱える問題の洗い出しを行い、平成２８年度には自治会加入促進活動実態調査を全自治会長を対象に行いました。

これらの調査結果を精査し、取りまとめたものにつきましては、自治連合会の広報誌であります自治連よなごによる全戸配布などを行い、周知を図っております。また、調査結果の中から、加入促進活動の好事例を自治会運営の手引きに掲載しまして、各自治会の取り組みに活用いただいているところでございますが、今後もこの調査結果を踏まえまして、自治連合会と一緒に、効果的な加入促進策について考えてまいりたいと思えます。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 自治会加入の必要性については、平常時には地域のコミュニティの場として、あるいは災害時には相互扶助の機能としてのこの自治会というのは大変必要であり、かつ重要であります。

そこで、米子市として自治会加入率の向上については、どのように取り組まれようとしているのか、具体的な方策についてお伺いをいたします。また、数値目標も必要と思いますが、見解をお伺いしておきたいと思います。

○伊藤副議長 門脇ふるさと創生推進局長。

○門脇ふるさと創生推進局長 自治会加入率向上の具体的な方策、数値目標についてでございますが、具体的な方策につきましては、先ほど答弁いたしました自治会運営の手引きの配布でありますとか、年度末の異動時期の相談窓口の開設など、従来の取り組みのほか、平成28年度には、宅建協会、自治連合会及び本市の3者協定の締結による加入促進体制の強化を図りましたし、本年度は加入促進ポスターを作成いたしまして、自治会やスーパーなどへ配布、また来年度には、母子手帳交付時にチラシを配布することも予定しております、新たな取り組みも取り入れてきているところでございます。引き続きアンケート調査の結果などを踏まえまして、どうすれば加入率向上につながるのか、自治連合会とともに考えてまいりたいと思っております。数値目標につきましては、第3次米子市総合計画におきまして、平成32年度の自治会加入率の目標値、これを65%以上と掲げているところでございます。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 いろいろさまざまな取り組みをされるということで期待をしておりますけれども、米子市として自治会加入率の向上のため、何点か提案をさせていただきたいと思っております。

広報等に関しては、子育て支援センターでパンフレットを配布

する。成人式で加入PRチラシの配布。米子市ふれあい健康フェスティバル、米子市余芸大会でPRコーナーを設置。地域イベントでスペースを借り、ブースを設置。単位自治会へのチラシの配布。市内のマンションについて、管理会社及び管理組合に自治会加入及び設置に係る資料の送付。

窓口対応に関しては、転入者に地区の自治会長を紹介。建築指導課の窓口において、建築主に加入促進チラシを配布。加入申込書を作成し、その申込書を各自治会長へ郵送し、加入指導につなげる。引っ越しが多くなる年度末に、市役所1階の市民ロビーにおいて、市と市民自治推進課等で呼びかけを行う。

業者への働きかけに関しては、不動産協会、宅地建物取引業協会へ入居者へのチラシの配布など、協力要請。開発意見書の照会時に自治会加入の呼びかけを明記。加入チラシも添付し、事業者側からも積極的に加入を呼びかけてもらう。宅建協会へ加盟している業者の窓口に参加促進チラシを置いてもらい、またポスターも張ってもらうようお願いをするなど、提案をさせていただきます。既に取り組んでいる項目もあるかもしれませんが、見解をお聞きしておきたいと思います。

○伊藤副議長 門脇ふるさと創生推進局長。

○門脇ふるさと創生推進局長 貴重なたくさんのお提案をいただき、ありがとうございます。御提案をいただきました各種取り組みの中には、既に取り組んでいる施策以外にも取り組んでみるべきと思われる施策が幾つか含まれておりますので、自治連合会と一緒に頑張って加入率向上に向けた取り組みを進める上で、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 私はぜひ取り組んでほしいというのが、ブースをつくって、そのブースを基盤にして広げていく、説明会をしていくというようなことも大事だろうなど、こう思っております、市役所の東側玄関でしたか、よくブースをつくって、何か、あれは何ですかね、申し込みの手引きですかね、何か、相談窓口ですか、をしておられますけれども、また開催するような計画というのはあるでしょうか。

○伊藤副議長 門脇ふるさと創生推進局長。

○門脇ふるさと創生推進局長 今、議員のほうからありました相談窓口の開設、毎年年度末の異動時期に、おっしゃいましたように、東側の玄関入ったすぐのところに自治会加入の相談窓口というのを、これは市の職員はもちろんですけれども、自治連合会の役員の皆さんと一緒にブースを設けて、転入者の方とか、あるいは、今自治会に加入している方で、いろんな相談事とかある方などの受け付けをして、対応しておるところでございます。ことしは、3月の22日から26日の間、開設する予定にしております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。いろいろ提案させてもらいましたけれども、できるものからやっていただいて、早い時期に65%達成していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、産業廃棄物処分場についてお伺いをいたします。先月の23日に淀江産業廃棄物管理型最終処分場整備計画に関する専門家会議の開催がありました。この専門家会議の目的についてお伺

いをいたします。また、専門家会議の構成についてお伺いをして
おきたいと思います。

○伊藤副議長 長井市民人権部長。

○長井市民人権部長 産業廃棄物管理型処分場の整備計画に関する
専門家会議についてのお尋ねでございます。専門家会議の目的
でございますが、淀江産業廃棄物管理型最終処分場整備計画に関
し、地元関係者から出された法令基準そのものに対する不安や一
般的な疑問等に係る公益財団法人鳥取県環境管理事業センターの
見解等について、専門家による専門的かつ科学的見地から基準設
定の背景や考え方、その他必要な事項について評価や見解を示し
ていただくものでございます。専門家会議の構成でございますが、
4名で構成をされております。廃棄物処理工学が御専門の北海道
大学大学院工学研究院環境創生工学部門教授の松藤敏彦様、環境
システム工学が御専門の九州大学大学院工学研究院環境社会部門
准教授の中山裕文様、生物地球化学が御専門の公立鳥取環境大学
環境学部環境学科准教授の角野貴信様、水管理が御専門の鳥取大
学国際乾燥地研究教育機構特任教授の北村義信様でございます。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 新聞報道によりますと、専門家が計画に問題がない
との見解を示した一方、傍聴した住民から批判的意見が出たとの
内容でありました。専門家会議の状況についてお伺いしておきた
いと思います。

○伊藤副議長 長井市民人権部長。

○長井市民人権部長 専門家会議の状況についてのお尋ねござ
います。会議では、北海道大学の松藤教授が廃棄物最終処分場に

関する基礎的事項、最終処分場の環境対策、リスクと基準の考え方を講演した後、これまでに県やセンターに寄せられている地元関係者からの疑問、不安について、専門家の見解が示されました。主な意見は、遮水シートの安全性、廃止後の埋め立て廃棄物、最終処分場の放流水の規制、放流水による魚介類への影響、海外と日本の取り組みの違いなどございました。これに対し、各分野の専門家からは、かつてのごみ処理は無対策で、環境影響があった可能性があるが、現在の埋立地は環境に影響を及ぼさないよう遮水、ガス抜き、覆土の3つを備えていることが基本であり、公害施設ではなく、公害防止施設であるなどの見解が示されております。また、会議の最後には、傍聴者から提出された質問に対して、専門家が見解を示されております。主な質問は、処分場に埋め立てられた廃棄物は永久に危険なまま残っているのではないかと、有害廃棄物は入らないと言っているが、なぜシートで遮蔽するのかなどでありました。これに対し、各分野の専門家からは、原水の水質が低下したことを確認してから廃止するので、永久に危険なまま残るということはない。汚水が出るということのリスクがあるので、シートで確実にとめるということ。逆に言えば、有害なものがあっても大丈夫なようにするというのが公害防止装置といった見解が示されております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 淀江産業廃棄物管理型最終処分場整備計画に係る条例手続の現状でありますけれども、平成29年11月24日付で手続条例第16条第1項第3号に該当するとした判断結果及び12月20日を期限として手続条例第17条第1項に規定する意見

調整を申し出ることができる旨の周知により、意見調整申出書が自治会、関係住民個人から提出があったようですが、大まかなその内容と今後の予定についてお伺いをしておきたいと思えます。

○伊藤副議長 長井市民人権部長。

○長井市民人権部長 意見調整申出書の内容についてのお尋ねでございます。意見調整の申し出は、事業主体である鳥取県環境管理事業センターのほか、自治会と個人からも提出されております。その結果、意見調整の対象は、2自治会と個人63名と伺っております。個人の関係住民につきましては、鳥取県が意見調整会議出席の意向確認をしておりますして、12名の方が出席を希望されたと伺っております。今後の予定でございますが、鳥取県は、条例の規定に基づく意見調整の申し出を受け、会議出席の意向確認、日程調整を行っておられます。具体的な日程は伺っておりませんが、今後、調整・準備が整い次第、県主催の意見調整会議を開催すると伺っております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 鳥取県環境管理事業センターの実施状況報告書に係る米子市長からの回答及び米子市議会からの要望を受け、鳥取県は、事業計画について漁業者等への対応についてお伺いをいたします。

○伊藤副議長 長井市民人権部長。

○長井市民人権部長 漁業者への対応ということでお尋ねがございました。鳥取県は、漁業者とセンターの相互理解が促進されるよう、改めてセンターが漁業者に対し事業計画を説明する場を設

定することとしておりまして、漁業者に対して平成29年12月末から説明会開催に向け、調整を進めていると伺っております。説明会は、漁業者の意向を踏まえ開催することで調整をしておりますが、説明会については、いまだ開催に至っておりません。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 条例手続の現状については大まかに理解をいたしましたが、今後の対応と建設許可権を持つ県に廃棄物処理法に基づく許可申請提出のスケジュールについてお伺いをしておきたいと思っております。

○伊藤副議長 伊木市長。

○伊木市長 今後の対応についてのお伺いですが、本市は、条例手続前の事前説明会の段階から職員を説明会に出席させまして、地元6自治会の皆様の御意見を伺うとともに、6自治会以外の自治会に対する説明会にも職員を出席させてまいりました。今後もこのような説明会が開催されれば、職員を出席させまして、地元の皆様の御意見を伺ってまいりたいと考えております。また、これまで節目節目で全員協議会を開催していただきまして、状況の報告や市の意見につきまして説明を申し上げてきました。今後も議会の御意見を聞きながら対応してまいりたいと考えております。

許可申請につきましては、担当部長から答弁をさせます。

○伊藤副議長 長井市民人権部長。

○長井市民人権部長 許可申請提出のスケジュールについてのお尋ねでございます。廃棄物処理法に基づく許可申請につきましては、県の条例手続後に行われるものでございます。現在県の条例

に基づき、事業者と関係住民との意見調整に向けた日程調整等が行われているところでございます。許可申請提出の具体的な時期についてはうかがってはおりません。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 産廃につきましては、丁寧に地元説明会ですか、地元の理解が得られるようお願いしたいなど、こういうふうに思っております。

次に、危険な状態の空き家に対する市の措置についてお伺いをしておきたいと思っております。

昨年にも質問いたしました。が、条例施行後に米子市として危険な状態と認められた空き家の所有者等に対し、助言指導、勧告、命令を行った件数と、改善されない場合は所有者等の氏名公表や行政代執行を行った件数をお伺いをしておきたいと思っております。また、昨年との比較についてお伺いをしておきたいと思っております。

○伊藤副議長 錦織建設部長。

○錦織建設部長 助言指導、勧告などの件数についてでございますが、条例に基づきます危険な状態の空き家に対しまして行った件数は、助言指導が65件、勧告が1件、命令が1件、氏名公表及び代執行はございません。法に基づく特定空家等に対して行った件数につきましては、助言指導が71件、勧告、命令、氏名公表、代執行については該当がないというところでございます。昨年との比較につきましては、勧告、命令、氏名公表、行政代執行につきましては、昨年及びことしも該当するものはございませんが、助言指導件数につきましては、昨年度が36件に対しまして、本年2月末時点で35件となっております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 空家特措法が施行されましたことにより、これまでの特定空家等として認定した78件のうち、38件が解体等により是正されており、一定の効果があらわれているとのことですが、残りの40件についてはどのような状況になっているのか、聞いておきたいと思います。

○伊藤副議長 錦織建設部長。

○錦織建設部長 改善されずに、残っております特定空家の状況についてでございますけれども、是正に向けまして改善をお願いします文書と一緒に現状の写真を添付し、所有者に対し、適切な管理をお願いしているところでございます。そのうち、改善に向けた動きがございまして、その経過を見守っているものもございしますが、進まない理由といたしましては、処分したいが立地が悪く売れない、権利関係が複雑、経済的理由など、こういった理由によりまして、案件ごとにさまざまな要因があるということでございます。改善されないまま残っております40件の特定空家のうち、2件につきましては、抜本的な解決には至っておりませんが、道路への倒壊の危険性ですとか、通行する人への危険性は改善されておりまして、残りの部分についても改善するように指導を行っているところでございます。また、残りの38件のうち18件は、借地上に建つ空き家でございますが、土地、建物の所有者が異なっているということも改善が進まない大きな理由となっているところでございます。したがって、危険空き家対策を進める上で、現実的に障害になっておりますこのような課題などを整理いたしまして、必要な法制度の整備などにつつまし

て、国のほうへ働きかけをしていきたいと考えております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 次に、空き家の所有者等の相続人が確認されない場合の対応についてお伺いをしておきたいと思います。空き家の所有者等が確認できない場合の対応についてですが、過失なく、措置が命ぜられるべきものを確知することができない場合で、代執行以外にその履行を確保することが困難であり、かつ相手の不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者にかわって市が措置を行う略式代執行が空家特措法の中で認められております。そのような空き家は本市には存在しないのか、お伺いをしておきたいと思います。

○伊藤副議長 錦織建設部長。

○錦織建設部長 略式代執行の事案についてでございますけれども、昨年11月に所有者が確知できず、空家等対策の推進に関する特別措置法の第14条第10項に基づく公告を行ってございまして、期限までに公告の内容が履行されなかった事案がございまして、今年度中に略式代執行を行う予定のものが1件ございます。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 それで、きょうの新聞でしたかね、代執行するという内容が新聞報道があったわけですがけれども、その経緯とその内容について聞いておきたいと思います。

○伊藤副議長 錦織建設部長。

○錦織建設部長 現在、略式代執行を予定しております建物の概要でございますけれども、陽田町地内の市道沿いの建物でございます。略

式代執行に至った経緯につきましては、平成23年8月に職員通報により建物を確知しておりました、その後、所有者とも面談はしておりますけれども、平成24年の4月に所有者の方が亡くなられたというところがございます。その後、戸籍等調査の結果、相続人が不存在ということございまして、措置を命ぜられるべき者を確知できないということから、空家等対策の推進に関する特別措置法の第14条第10項の規定に基づきまして、除却を行うように公告いたしましたけれども、期限までに措置の履行が確認できなかったということによりまして、同法第14条の10項の規定に基づきまして、略式代執行を行うということを決したものでございます。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 それで、ちょっと市長に聞いておきたいと思うんですけども、このような場合、今回の場合なんかは所有者が亡くなられて、それで、もうある面ではどうしようもない、安心・安全が確保できない、だから代執行やるんだということでもありますけれども、先ほどの答弁あったように40件ぐらいが危険空き家として今残っていると。所有者はいるんだけども、なかなか連携がうまくいくとれなくって、ずるずるなってるという状況の中で、非常に危ない状況が見られたら、最初は市がそれを代執行やるんだと。後の費用に関しては、裁判やるとか、いろいろあるとは思いますが。そのようなことをまず、児童とか、それから、周りの市民が安心・安全が確保できるような、そういうようなことを思い切ってやるべきだと思うんですけども、市長の考えはいかがでしょうか。

○伊藤副議長 伊木市長。

○伊木市長 おっしゃるとおり、市民の皆様の安心・安全を考えれば、そのような措置というのは積極的にやるべきだと私は思っております。しかしながら、個別の事案を見ますと、今先ほど部長から答弁をしたような、建物所有者が不明な場合、あるいはもういない場合、これにつきましては、本来はこの財産は国庫に帰属するという話が本来はあるんですけども、実はそこに国庫への帰属のさせ方、その手続というものがしっかりと定めておりませんでして、結果的に市の負担になり、これについては一定の交付税措置があるということで、このたび、略式ですけど代執行するということになりました。所有者がわかっている場合ですけれども、基本的には代執行すれば、その所有者に対してその費用負担を求めるべきである、それが大原則でありまして、その辺の状況も勘案しながら、まずは進めていかなければいけないと思っております。

ただ、もう1つ難しいのは、土地の所有者と建物が違う物件がございまして、その建物を代執行なりで危険を除去しなければいけないというケース、これは先日、改進のほうの代表質問で岡田議員からもいただいた案件にもなるわけですけども、この場合、これは個別のケース・バイ・ケースですけれども、例えばですけれども、建物所有者に資力がないと認められて、代執行したその費用回収が恐らく不可能であろうというケースの場合、これはわかりませんが、最終的に詰めなければいけませんけれども、その場合に、じゃあ、土地の所有者に対して、その執行する費用が遡及できるかということ、できないことになっております。本来はや

はり何らかの土地なり、あるいは建物なりの所有者の負担でこうした代執行をかけていかないと、市民負担ばかりが膨らんでくるという現状がございます。ここはやっぱりよく考えなければいけないところでして、そこが私たちが申し上げている法の不備だということなんです。つまり、やるべきことはやらなきゃいけないんだけど、法が整っていないがために、いたずらに市の負担がふえてしまう。これ、市の負担というのは、要は税金でやるということですので、やってもらえば所有者は公費で更地にしてもらってよかったねという話になるんでしょうけども、我々は、じゃあその土地から、代金を回収するというようなことは今の法律上はできませんので、そこが一番悩みどころで、よくよく検討しながらこれを前に進めていかなければいけないと思っている理由でございます。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 課題はたくさんあるなど、こういうふうに関心を持たせていただきました。40件あって、建設部長にちょっと聞きたいんですけども、実際に職員が、これ、携わって、いろいろ交渉されるとか、いろいろされると思うんですけども、職員体制が不足しているけんなかなか進まないとか、そういうことはあるんでしょうか。その辺、聞いておきたいと思います。

○伊藤副議長 錦織建設部長。

○錦織建設部長 今回の職員の体制というのは、室長と係員という2人ですので、40件全部を一斉にするというのはなかなかちょっと難しいところはあるのかという部分はあるのかなという気はしておりますけど、現状としてはそういう体制で頑張ってやって

いるというところでございます。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 ほんなら、よろしく申し上げます。

次に、撤去費用の補助金について、前回は質問させていただきました。解体撤去費用の助成制度の創設については、空き家自体は個人の財産で、第一義的には費用負担も含めて所有者が管理すべきものであり、現時点では解体撤去費用の補助金制度については考えていないという答弁でありました。現在、県下10市町で既に実施をしております。米子市においても解体撤去費用を助成する制度の有効性について検討していただきたいと思いますが、見解をお伺いしておきたいと思っております。

○伊藤副議長 錦織建設部長。

○錦織建設部長 解体費用の助成制度につきましては、これまでもちょっとお答えさせていただいておりますけれども、空き家自体は個人の財産でございますので、第一義的には、費用負担も含め、所有者が管理すべきものと考えております。また、主体的に解体を行う人との公平性を損なうことにもなりかねないというふうに考えておりますので、現時点では解体撤去費用の制度化については考えていないということでございますが、今後の空き家対策につきましては、空家等対策計画を策定いたしまして、空家等に関する対策を総合的かつ一体的に実施することを予定しておりますので、計画を策定する中で研究してまいりたいと考えております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 次に、所有者不明土地問題についてお伺いをしてお

きたいと思います。所有者台帳により、不動産登記簿ですけれども、所有者が直ちに判明しない、または判明しても連絡がつかない土地についてお伺いをしておきたいと思います。さまざまな理由があると思いますが、所有者台帳が更新されていない、台帳間の情報が異なる等の理由から、土地の所有者の特定が直ちに行うことが難しい土地、所有者は特定できたが所有者の所在、転出先、移転先等が不明な土地、登記名義人が死亡しており、その相続人が多数となっている土地、所有者台帳に全ての共有者が記載されていない共有地等々が考えられます。そこで、米子市においては、このような支障事例はないのかお伺いをしておきたいと思います。また、支障事例がある場合、どのように対処、対応されておられるのか聞いておきたいと思います。

○伊藤副議長 錦織建設部長。

○錦織建設部長 建設部が所管します道路事業など、公共事業についてでございますけれども、これにつきましては、登記名義人さんが亡くなられて、その相続人が多数おられるというような場合はございますけれども、所有者が特定できてないというような事例はございません。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 ちょっと経済部に聞いておきたいと思いますが、平成28年度地籍調査、563市町村における計62万2,608筆において、登記簿上の所有者の所在が不明な土地は20.1%との調査が出ております。所有者不明土地の増加防止に係る新たな取り組みが進まない場合、所有者不明土地は着実に増加いたします。国において何らかの法整備が必要と思いますが、米子

市においてもこの問題に対する検討が必要と思いますが、見解をお聞きしておきたいと思います。

○伊藤副議長 大塚経済部長。

○大塚経済部長 ただいま御説明のありました地籍調査事業、全国のデータということでございますが、米子市のデータを少し紹介させていただきたいと思います。平成17年度から平成28年度までに調査しました約4,000筆の調査事業を実施しております。このうち、所在不明土地ということで問題になりました土地が1筆ございました。この土地の対応につきましては、状況におきましては当該土地の所有者は会社名義でございまして、会社は倒産してしまっておりまして、代表者は死去、跡を追っていきますと、その代表者の相続人というものは相続放棄を以前にしておいたということで、土地所有者不明土地というのがございました。これにつきましては、地籍調査の作業規程に従いまして処理ができたものでございます。その他の事業におきましては、所有権の移転登記とか、地権者の同意確認というもので、そういった所有者不明土地で問題になったというケースは現在のところ確認しておりません。ただいま議員からおっしゃられました問題につきましては、やはり将来的にはそういったことが当然起こってくると、最近の報道で都会ではそういったことが大変問題になっておるといふことがありますので、やはり早期対応ができるよう、法改正というものについては国のほうにお願いしていく必要があるといふふうに認識しております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 私は、この地籍調査のデータ20.1%というふうに

聞いているんですけども、経済部長は、この20.1%は正しいものかどうか、その辺の認識というのはどんなでしょうか。

○伊藤副議長 大塚経済部長。

○大塚経済部長 正しいかどうかということではございませんが、数値のとりようというものがあると思います。例えば地籍調査を台帳で調べたときに、すぐに所有者さんがぱっと判明するものを除けば、20%ぐらいのすぐに連絡がとれん方というのはおられるというふうに考えております。ただ、米子市におきましては、ずっと追って行って、最終的に問題になる土地というのは、ほぼ今までの実績ではなかったということがございますので、多分この所有者不明土地というものの解釈の仕方というものがちょっと把握しておりませんので、何ともお答えがしにくいものでございます。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 次に、米子駅南北自由通路等整備事業についてお伺いをしておきたいと思います。米子市においては、交通の起点・終点はやはり米子駅であり、これからの米子駅周辺のまちづくりはさまざまな機能がコンパクトに集中する場所となることが大切であると思います。そのために、新米子駅も新駅ビルも重要な施設となり、また駅南地域の利用促進も含め、三者協議会が進められていますが、現在の協議状況と協議会の開催日時、内容等についてお伺いをしておきたいと思います。

○伊藤副議長 錦織建設部長。

○錦織建設部長 三者協議の状況についてのお尋ねでございます。

これまで新駅ビルにつきましては、1、2階をJRが利用いた

しまして、3、4階を県・市で利用するというところで、4階建て程度の規模にするという方向で協議を行ってきたところでございます。このたび、新駅ビルは利用せず、だんだん広場等を民間事業者と連携による利活用の方向性を出すに当たりましては、3者協議会という形ではございませんで、県、JRそれぞれに個別に協議を行いまして、御理解を得ながら進めてきたというところでございます。駅南地区の民間開発につきましては、引き続き3者で協議することとしております。また、今後の協議会につきましては、新体制となりました4月以降に開催予定でございまして、今回示しましただんだん広場等の利活用も含めた協議を行っていくという予定をしているところでございます。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 次に、駅北東の飲食店ビル、米子グルメプラザと、県管理のだんだん広場一帯のエリアを開発する案を米子市は発表いたしました。敷地の一部に民間のノウハウ・資金を活用した駅前のにぎわい創出に資する複合施設による利活用との内容であります。この構想については、米子市が作成し、鳥取県と協議するという事なのかお伺いをしておきたいと思っております。また、現在の検討状況についてお伺いをしておきたいと思っております。

○伊藤副議長 伊木市長。

○伊木市長 このだんだん広場やグルメプラザの開発構想についてのお尋ねでございますが、この構想につきましては、まずは民間事業者の意向を伺った上で、鳥取県と協議を行いながら進めることとなりますが、あわせまして関係機関や団体との協議を進めていきたいと考えております。現時点におきまして、具体的な検

討には至っておりませんが、検討に当たりましては、有識者等による検討委員会の御意見も伺いながら進めてまいりたいと考えております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 次に、米子駅南北自由通路等整備事業については、来年度から自由通路の詳細設計を実施することですが、概算工事費で積算した内容で決定したものなのかお伺いをしておきたいと思っております。また、自由通路では有効幅員6メートル、エレベーター設置15人乗り、エスカレーター設置幅員1メートルとなっている根拠についてお伺いをしておきたいと思っております。

○伊藤副議長 錦織建設部長。

○錦織建設部長 詳細設計の内容についてのお尋ねでございます。自由通路の幅員、延長などにつきましては、予備設計のほうでお示ししました内容で詳細設計を行う予定でございます。それと、幅員等の根拠についてでございますけれども、自由通路の幅員につきましては、道路移動円滑化整備ガイドラインに基づきまして、車椅子利用者の往復の幅員、これが2メートルでございます。それと、大型手荷物歩行者の往復の幅員が2メートル、それと、一般歩行者の往復の幅員が1.5メートル、これに手すり等の設置の側方余裕幅50センチを合計いたしまして、6メートルとしているところでございます。それと、エスカレーターの幅員につきましては、大型手荷物歩行者も快適に利用できますように1メートルとしているところでございます。エレベーターにつきましては、公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインを参考にしておりまして、15人乗りとしているという

ところでございます。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 それで、私、思うんですけれども、確かに今6メートルでやられるということで、ちょっと市長に聞いておきたいと思うんですけれども、米子駅、米子市の玄関だと、こういうふうに思っております。南が整備をされ、それで105メートルの自由通路をある面では自転車も押して歩くという今状況にあるわけですけれども、エレベーターがある程度、15人乗りが何ぼになるかわかりませんが、整備をされ、自転車が上がってくる。自由通路を歩いて行く。けれども、交通量が少なかった場合には自転車に乗って歩く人もいるかもしれません。いろんな形を考えたときに、本当に後になってから6メートルで本当によかったのか、いろんなことが起きて、仮に今自転車とか、それから歩行者との事故というのはたくさんあるわけです。その辺を考えたときに、ほんに禍根を残すようなことがないのかどうか、その辺、私、心配でならないんですけれども、その辺の考え方についてちょっと聞いておきたいと思います。

○伊藤副議長 伊木市長。

○伊木市長 議員がおっしゃりますことは大変よくわかります。やはり米子の表玄関ですので、ここを起点にして観光なり、あるいは人々の往来を活発にしていく、そのことは私も強く念頭にあるところでございます。しかしながら、詳細設計を前にした今の時点において、この幅員を広げるかどうかという判断についてですけれども、結論から申し上げますと、現状の規模のとおりで変更は考えていないというところでございます。これはあくまで費

用対効果を考えますと、現状の予定のとおりとしたいと思っております。ただ、逆に言うと、将来、もう少し広くしとけばよかったと言われるぐらいがちょうどいいのかなというのが今言える精いっぱいかなというふうに思っております。以上でございます。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 もう1点が、自転車、エレベーターで上がってくるわけですけれども、押して持って上がるのがありますよね、タイヤだけ置いといてそれでずっと上がる。学生の方にもあの辺、しっかり通っていただきたいなど、私は思いあるんですけれども、そのような施設を今後つくっていただきたいなという思いがあるんですけれども、そういうのは検討というのはいかがでしょうか。

○伊藤副議長 伊木市長。

○伊木市長 いわゆるエスカレーター式のものですよね。これは、関西方面のある駅で私も見たことがございます。自転車の車輪の幅よりやや広目のベルトコンベヤーのようなものが設置してあって、そこに乗っけると自転車ごと上に上げてもらうというような装置だと思いますけども、現時点においては設計の段階に含まれておりませんので、これは本当に後日の後日といいましょうか、必要性を見て、そのときの財政状況等で判断することになるのではないかと思います。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 次に、学校の学習環境についてお伺いをしておきたいと思っております。今後のエアコン整備計画については各会派で答弁されておられますが、再度お伺いをしておきたいと思っております。

○伊藤副議長 北尾教育長。

○北尾教育長 学習環境についてのお尋ねでございます。今後のエアコンの整備計画についてでございますが、学校へのエアコン設置につきましては学習環境の課題でございます。学校関連予算では今後継続的に長寿命化、大規模改修事業に取り組む必要がある中で、国の補助事業等の財源を確保しながら中長期的に整備を図ることとしております。平成31年度からおおむね10年間で大規模改修を実施する学校につきましては、改修工事にあわせて普通教室へのエアコン整備を行います。それ以外の学校につきましても、国の補助事業等の財源を確保しながら計画的に整備を図ることを基本的な考えといたしまして、平成30年度に具体的な計画を検討し、平成31年度から事業に取り組むこととしております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 10年をめどに整備を図るとのことですけれども、大規模改修を実施する学校については一斉にされると。その他の学校の整備方針、整備順序についてお伺いをしておきたいと思っております。

○伊藤副議長 岩崎教育委員会事務局長。

○岩崎教育委員会事務局長 その他の学校の整備方針等についてでございますが、大規模改修にあわせて空調を整備する学校以外の整備方針、整備順序につきましては、平成30年度に具体的な計画を検討する、その中で決定したいと考えております。

○伊藤副議長 安田議員。

○安田議員 空調を数年前から少しずつ、調査をして、暑い教室から順次やってきたという経緯があります。新たに10年間をか

けて整備をすると、非常にありがたいことでもありますし、本当にここまで進むものかなと思いつながりながら聞いておるんですけども、今まで調査、今後の10年間の中では、ことしの4月に入学される方が10年間たったら、ひょっとしたらエアコンの教室で勉強できなかったところもあるかもしれない、こう思うんですけども、やっぱり中学の3年生ぐらいからするとか、1校ずつ、一斉にするとか、いろんな考え方があると思うんです。今まで調査して、暑い学級からやってくるとか、いろんな方法があると思うんですよね。その辺も含めて本当に検討していただいて、相当な莫大な予算を使いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○伊藤副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれをもって散会し、明8日午前10時から会議を開きたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤副議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時21分 散会